平成２１年（フ）第９５９号
京都市伏見区桃山町泰長老77番地の７、住民票上の住所大阪府池田市五月丘３丁目２番Ａ―107号
債務者　武田　　正
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１００３号
京都市左京区一乗寺南大丸町15番地　メゾンパール６号室
債務者　黒﨑徳之助
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１００７号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井７番地の14
債務者　櫻井　秀紀
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１００８号
京都市伏見区醍醐上ノ山町21番地３　醍醐上ノ山団地Ｃ１―304
債務者　林　　久貴
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５９号
京都市上京区一条通浄福寺西入革堂之内町295番地　モリトハイツ３Ａ号
債務者　美容室ＦＯＲＹＯＵ烏丸丸太町店こと山本　昭太
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４０１号
堺市南区鴨谷台１丁30番７号
債務者　じんべこと　西尾　里美
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４７０号
大阪府富田林市津々山台２丁目７番25号103
債務者　森若　健志
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５１８号
大阪府富田林市高辺台３丁目３番26―406号
債務者　松田　祥江
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５９０号
堺市西区浜寺石津町西４丁６番16―507号
債務者　沖原　勝志
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６４２号
堺市美原区北余部西２丁目１番２―201号
債務者　石﨑　　愛（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６６７号
大阪府松原市南新町１丁目５番23号　ロイヤルハイツ松井パートⅡ　106号室
債務者　杉原　景子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
香川県東かがわ市三本松806番地８
債務者　藤嶋さとみ
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４６号
青森市大字奥内字宮田46番地１
債務者　杉田　武義
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
青森市大字奥内字宮田46番地１
債務者　杉田　澄子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６６号
山形県鶴岡市友江町21番18号
債務者　北野　勝巳
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第６７号
山形県鶴岡市友江町21番18号
債務者　北野美根子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１４６号
福島県いわき市平北白土字ネキ内24番地の２スイートホーム203、前住所静岡県裾野市稲荷59番地の３
債務者　熊谷奈津子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福島地方裁判所いわき支部